

青森県報

第四千二百八号

平成二十八年
十月五日
(水曜日)

目次

告 示

障害児者・要介護者の歯科診療に関する調査の実施……………	がらん生活習慣病対策課……………	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	保健衛生課……………	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………	(同)……………	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)……………	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同)……………	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………	(同)……………	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)……………	三
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同)……………	三
家畜商講習会の開催……………	(畜産課)……………	三
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………	(水産振興課)……………	四
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行……………	(道路課)……………	五
公 告		
PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札……………	(会計管理課)……………	五
建設業者の許可の取消し……………	(三八地域(県民局))……………	八

告 示

青森県告示第六百二十三号

障害児者・要介護者の歯科診療に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的
 - 障害児者・要介護者に対する歯科診療の状況や、県が構築する「障害児者歯科病院・診療所ネットワーク」の運用状況等を調査し、対象者の実態やニーズに的確に応じた体制の確立に向けた検討資料を得ることを目的に本調査を実施する。
- 二 調査対象の範囲
 - 1 県内歯科診療所
 - 2 県内で歯科に係る診療科目を標榜している病院
 - 3 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 二の一の施設について
 - (1) 障害児者・要介護者の受入基準や目安の有無
 - (2) 障害児者・要介護者の歯科診療に関する相談の有無及びそれらに対する対応の詳細
 - (3) (2)で回答した障害児者・要介護者の受診経路と人数
 - (4) 在宅歯科診療用貸出機材(青森県歯科医師会貸出)の利用の有無
 - (5) 「障がい児者歯科支援ネットワーク」の利用の有無

右 同……………(同)……………八

出先機関……………(三八地域(県民局))……………八

土地改良区の定款変更の認可……………(同)……………八

右 同……………(同)……………八

(6) 「障がい児者歯科支援ネットワーク」の参加状況及び参加するための提案や意見

(7) 「障害児者歯科病院・診療所ネットワーク」に関する意見
(二)の2の施設について

(1) 障害児者・要介護者への歯科診療の実施の有無及びそれらの人数・件数

(2) (1)で回答した障害児者・要介護者の受診経路

(3) (1)で回答した障害児者・要介護者のフォローアップの状況

(4) 「障がい児者支援ネットワーク」の利用の有無

(5) 障害児者・要介護者の歯科診療の課題に関する意見

(6) 「障害児者歯科病院・診療所ネットワーク」に関する意見

2 報告を求める基準となる期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの一年間とする。

四 報告を求める者

1 県内歯科診療所

2 県内で歯科に係る診療科目を標ぼうしている病院

五 報告を求めるために用いる方法

調査票を封筒に入れて送付し、調査票記入後、ファクシミリにて調査票を送付してもらい、回収する。

六 報告を求める期間

平成二十八年十一月一日から同月三十日までとする。

青森県告示第六百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	平成 六・八一

青森県告示第六百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	難病指定医	三上 裕嗣	協立クリニック	青森市東大野二丁目二の一	内科	平成 六・九一	
津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一						

青森県告示第六百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う事業者		

医療法人社 団清泉会	五所川原市字芭 蕉一八の四	同行援護	ヘルパ ーシヨ ンアユ ーシヨ ン	五所川原市字芭 蕉四八の二	平成 二六・〇・一
医療法人社 団清泉会	五所川原市字芭 蕉一八の四	行動援護	ヘルパ ーシヨ ンアユ ーシヨ ン	五所川原市字芭 蕉四八の二	"
太陽支 援セ ンター 株式 会社	上北郡七戸町字 松ケ沢一五八	就労継 続B型 支援	太陽支 援セ ンター 株式 会社	上北郡七戸町字 森ノ上二〇四の二	"

青森県告示第六百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
深浦町訪問看護ステーション	西津軽郡深浦町大字関字柝沢七八の二	平成 二六・〇・一

青森県告示第六百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	青柳薬局	青森市青柳二丁目四の八	平成 二六・九・二
変更後	リヴ調剤薬局青柳店	青森市青柳二丁目四の八	"
変更前	沖館薬局長島店	青森市長島二丁目八の三	"
変更後	リヴ調剤薬局長島店	青森市長島二丁目八の三	"
変更前	どんぐり薬局なみおか	青森市浪岡大字女鹿沢字平野二二七の二九	平成 二六・九・一五
変更後	リヴ調剤薬局なみおか店	青森市浪岡大字女鹿沢字平野二二七の二九	平成 二六・九・一五

青森県告示第六百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上二七の二	平成 二六・九・一五

青森県告示第六百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越一三六	赤平 泰昭	外ヶ浜第七加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越二九三の二	五十嵐 忠彦	
むつ市川内町宿野部九一	笹井 明志	川内町加入区
むつ市川内町松川稲沢一一の二	東 邦夫	
むつ市大字奥内字浜奥内一九の二	二本柳 吉逸	むつ市第一加入区
むつ市大字中野沢字中田道五四の二七七	浜村 敏貞	
むつ市大平町三三の九	大室 石夫	むつ市第二加入区
むつ市大湊新町三六の一四	畑中 道安	
上北郡野辺地町字馬門四一の一	熊谷 謹一	野辺地町加入区
上北郡野辺地町字米内沢五四の三	吉田 国彦	
東津軽郡平内町大字土屋字淀川一四の五	田村 義夫	平内町第一加入区
東津軽郡平内町大字土屋字淀川二一の八	逢坂 勇吉	
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦二六	逢坂 喜八	平内町第二加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦五の五	蛸崎 武雄	
東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一〇の七	後藤 巧	平内町第三加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一五	後藤 福俊	
東津軽郡平内町大字東田沢字三ツ角三一の五	笹原 守栄	平内町第四加入区
東津軽郡平内町大字東田沢字田沢三五	畑井 吉彦	

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇〇の一	遠嶋 勝広	平内町第五加入区
東津軽郡平内町大字福館字雷電林一の二〇	三津谷 光弘	
青森市大字後潟字平野二〇の九	神山 義照	後潟加入区
青森市大字後潟字大原二五	工藤 利行	

青森県告示第六百三十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
古野・大川 目線	下北郡風間浦村大字易国間字字野一 から 下北郡風間浦村大字易国間字大川目九 の一まで	改築（道路改良）	平成 二六・一〇・三

公 告

PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 次に掲げる物品(以下「購入物品」という。)(の単価契約に係る一連の調達とする。
 - (一) PPC用紙 A4 二千五百枚入(予定数量二万五千箱)
 - (二) PPC用紙 A3 千五百枚入(予定数量千七百箱)
 - (三) PPC用紙 B4 二千五百枚入(予定数量二千二百箱)
 - (四) PPC用紙 B5 二千五百枚入(予定数量三百箱)
 - 2 購入物品に要求する性能等は、入札説明書による。
 - 3 右に掲げる(一)から(四)までごとにそれぞれの入札とする。
- 二 履行期間
平成二十八年十二月一日から平成二十九年十一月三十日まで
- 三 納入場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - 3 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。
 - 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)(に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)(がない者であること。
 - 6 購入物品について、供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)(により、審査を受けなければならない。
- 2 提出部数 一部
- 3 提出時期等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年十月二十八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 4 提出場所
 - 青森市長島二丁目の一
 - 青森県出納局会計管理課物品調達グループ
 - 電話 〇一七 七三四 九〇九八
- 六 入札説明書の交付等
入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島二丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七 七三四 九〇九八
- 七 入開札の日時及び場所
 - 1 日時
平成二十八年十一月十七日(時間は、入札説明書による。)
 - 2 場所
青森市長島二丁目の一
青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室
- 八 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
- 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- 十 落札者の決定方法

一の1の(一)から(四)までの購入物品のそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- 3 一の1に掲げる(一)から(四)までの購入物品のうち、それぞれの入札の結果、落札者が同一となったものがある場合は、当該落札者が同一となった購入物品ごとに一通の契約書により契約を締結するものとする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第三位以下の端数があるときは、これを切り捨てて小数点第二位までにした金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 平成二十九年四月一日に予定される消費税及び地方消費税の税率変更に伴う同日以後の発注に係る供給物品の契約単価の算出方法については、入札説明書による。
- 5 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

(1) Size A4

Expected quantity of 25,000 boxes

(a box of 2,500 sheets)

(2) Size A3

Expected quantity of 1,700 boxes

(a box of 1,500 sheets)

(3) Size B4

Expected quantity of 2,200 boxes

(a box of 2,500 sheets)

(4) Size B5

Expected quantity of 300 boxes

(a box of 2,500 sheets)

2 Time limit for tender:

17 November, 2016 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 内村建設株式会社
- 二 代表者の氏名 内村 修久
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字糠塚字大開二〇の五一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一二六一号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ウチサワ工業
- 二 代表者の氏名 内澤 照代
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字大森字下道内三〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一四五二八号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実 平成二十八年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。
平成二十八年十月五日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下長土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。
平成二十八年十月五日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------